

なわてふれあい教室 運営業務委託の説明会

令和6年9月20日(金)

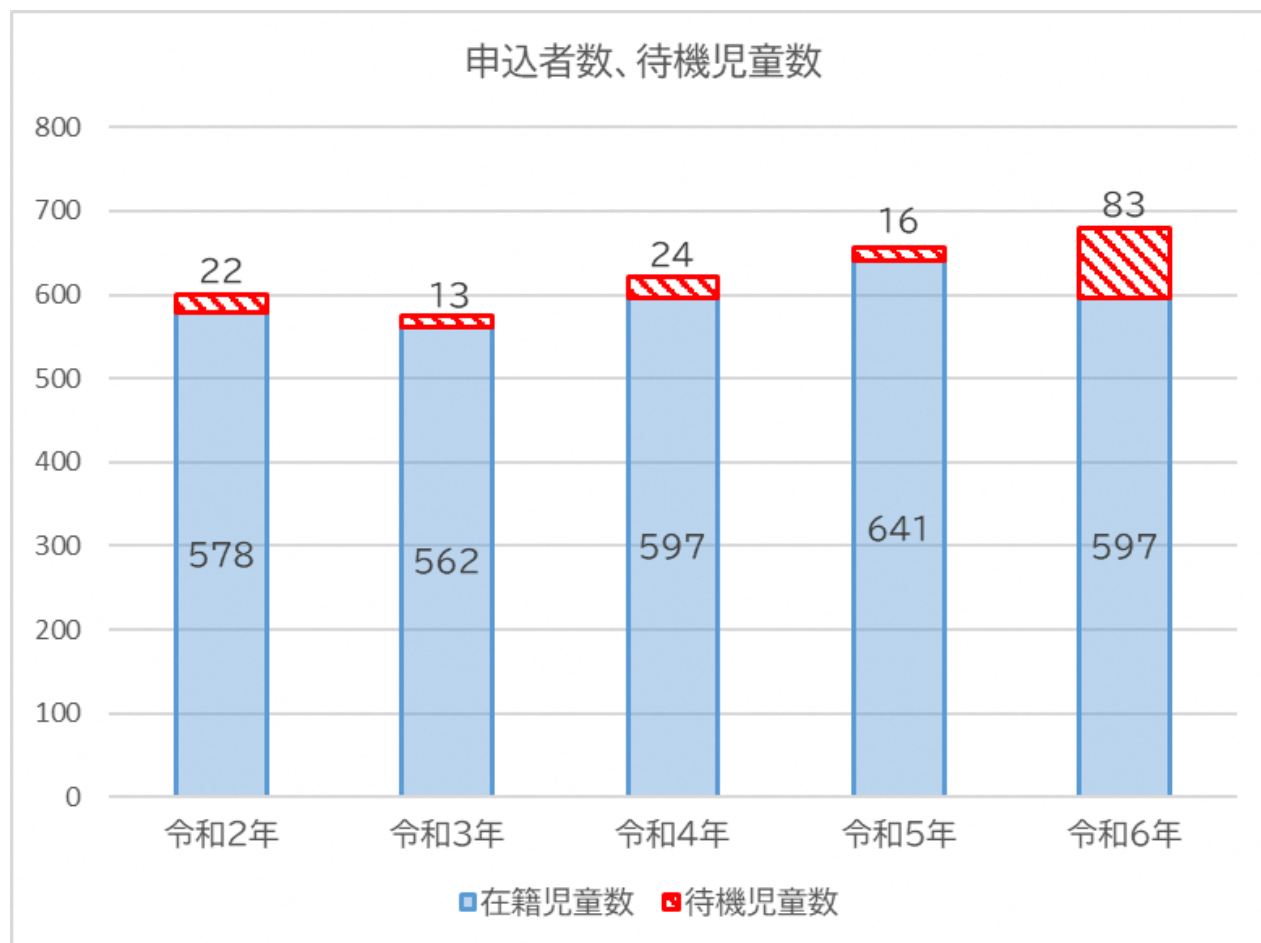
令和6年9月21日(土)

午後7時30分～

民間委託検討の背景

- 近年、共働き世帯の増加などにより、利用者が多くなり、待機児童が生じています。
- 直営によるふれあい教室指導員等の確保が困難になってきています。
- ふれあい教室を安定的に運営するために、指導員等の確保について民間委託する自治体が増えています。

在籍児童数、待機児童数の推移



民間委託後に変わること

- 指導員の雇用先が、市から民間事業者に変わります。
- 待機児童の解消が見込まれます。
- 田原ふれあい教室は2クラスから3クラスに変わります。
- おやつが発注が、市から民間事業者に変わります。

民間委託後も変わらないこと

- 事業の実施主体は、引き続き四條畷市です。
- 開室日、開室時間、利用場所、利用料金等、事業内容に関しては、変更はありません。
- 指導員等については、基本的に現在の指導員等に残っていただくようお願いする予定です。

▶ 民間事業者の役割

- 各ふれあい教室の運営
- 指導員等、人員の配置や研修に関すること。
- 保護者との連絡（出欠確認、おたよりの配布等）
- 保育上のトラブルがあった場合の現場対応
- おやつ、教材、おもちゃ等の発注・管理 など

▶ 市の役割

- 入室・退室の受付、利用や減免の審査、決定の手続き
※ 支援を必要とする児童の受け入れも継続します。
- ふれあい教室利用料等の管理
- 学校との情報共有
- 委託事業者の管理・監督 など

※保育上のトラブルがあった場合、必要に応じて市が保護者との話し合いに加わるなどの対応を行うこともあります。

民間委託で見込まれる効果

- 指導員等の人員確保が見込まれ、安定的な運営が可能になります。
- 児童の出欠確認や保護者との間の連絡について、ICT機器を利用したサービスの拡充が期待できます。
- 長期休業時の児童の受入れ拡充や配食サービスなどが期待できます。
- 民間事業者が保有する運営ノウハウを活用し、日々の活動やイベント行事などの充実が期待できます。

保護者の皆さまからよくあるお問い合わせ

①民間委託後、指導員等に変更はありますか？

- 現在の指導員等が継続勤務を希望される場合は、保護者の皆様との信頼関係や学校との連携に配慮し、引き続き勤務を継続できるよう委託事業者へお願いする予定です。
- これまでと同様に、民間事業者の中での人事異動等により、配置変更の可能性はあります。

保護者の皆さまからよくあるお問い合わせ

②民間委託後、市はどのように関わりますか？

- 市は、児童の健全育成や安全確保のため、委託事業者の管理監督を行います。
- 市は委託事業者に対し運営内容についての計画や報告を求めるとともに、現地調査や改善指示等を必要に応じて行い、児童の健全育成や安全確保に努めます。

保護者の皆さまからよくあるお問い合わせ

③どのような事業者に委託するのですか？

- 本市のふれあい教室と同じような事業の運営実績があり、安定した運営が実施できる事業者に委託します。
- 今後、市が作成する仕様書をもとに、広く事業者を募り、最適な選定に努めます。

保護者の皆さまからよくあるお問い合わせ

④委託先事業者はいつごろに決まりますか？

- 令和6年11月中旬から12月初旬に決定する予定です。
- 委託事業者を決定後、保護者の皆様には、お知らせを配布し、再度説明会を開催します。
- その他、令和7年度の入室の案内とともに、ふれあい教室や広報誌、ホームページに掲載します。

ご清聴ありがとうございました。